

## 処 分 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第90条第5項
処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止
原権者（委任先）：宮城県公安委員会（免許の効力の停止については、宮城県警察本部長）
法 令 の 定 め：道路交通法第90条第1項（免許の拒否等）第4号から第6号まで 道路交法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の3（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準）
処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別添「「運転免許の効力の停止等の処分量定基準」の改正について（通達）」（令和元年10月11日付け警察庁丙運発第24号）に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別添「「運転免許の効力の停止等の処分量定基準」の改正について（通達）」（令和元年10月11日付け警察庁丙運発第24号）のとおり。
問 合 せ 先：警察本部運転教育課（電話022-373-3601）
備 考：